3　各締約国は、2の規定にかかわらず、特定の区分の電子的な取引について、電子認証の方式が特定の実施基準を満たし、又は自国の法令に従って認定された当局によって認証されることを要求することができる。

4　締約国は、相互運用性のある電子認証の使用を奨励する。

第C節　電子商取引に資する環境の醸成

第十二・七条　オンラインの消費者の保護

1　締約国は、透明性があり、かつ、効果的な消費者の保護に関する措置であって電子商取引のための及び消費者の信頼の向上に資する他の措置を採用し、及び維持する重要性を認識する。

2　各締約国は、電子商取引を利用する消費者に損害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある詐欺的な又は誤認させる行為からこれらの消費者を保護することを定める法令を採用し、又は維持する。(注)

注　カンボジア、ラオス及びミャンマーは、この協定が効力を生ずる日の後五年間、この2の規定を適用する義務を負わない。

3　締約国は、消費者の保護を強化するため、電子商取引に関連する活動に関し、消費者の保護について責任を有するそれぞれの権限のある当局の間で協力を行うことの重要性を認識する。

4　各締約国は、消費者の保護であって自国が電子商取引の利用者に提供するものに関する情報を公表する。当該情報には、次の方法に関するものを含める。

(a)　消費者が救済を得ることができる方法

(b)　事業者が法的な要件を満たすことができる方法

第十二・八条　オンラインの個人情報の保護

1　各締約国は、電子商取引の利用者の個人情報の保護を確保する法的枠組みを採用し、又は維持する。(注1、注2)

注1　カンボジア、ラオス及びミャンマーは、この協定が効力を生ずる日の後五年間、この1の規定を適用する義務を負わない。

注2　締約国は、プライバシー又は個人情報を保護する包括的な法令、個人情報の保護を対象とする分野別の法令、個人情報の保護に関して法人が負う契約上の義務の履行について定める法令等の措置を採用し、又は維持することにより、この1に定める義務を履行することができる。

2　各締約国は、個人情報の保護のための自国の法的枠組みを策定するに当たり、関係する国際的な機関又は団体の国際的な基準、原則、指針及び規準を考慮する。

3　各締約国は、個人情報の保護であって自国が電子商取引の利用者に提供するものに関する情報を公表する。当該情報には、次の方法に関するものを含める。

(a)　個人が救済を得ることができる方法

(b)　事業者が法的な要件を満たすことができる方法

4　締約国は、法人に対し、個人情報の保護に関連する当該法人の方針及び手続をインターネット等において公表するよう奨励する。

5　締約国は、可能な限り、他の締約国から移転される個人情報の保護のために協力する。

第十二・九条　要求されていない商業上の電子メッセージ

1　各締約国は、要求されていない商業上の電子メッセージに関する次のいずれかの措置を採用し、又は維持する。

(a)　要求されていない商業上の電子メッセージの提供者に対し、受信者が当該要求されていない商業上の電子メッセージの受信の停止を円滑に行うことができるようにすることを要求する措置

(b)　自国の法令によって特定された方法により、商業上の電子メッセージを受信することについて受信者の同意を要求する措置

(c)　その他要求されていない商業上の電子メッセージの最小化について定める措置

2　各締約国は、要求されていない商業上の電子メッセージの提供者であって、1の規定に従ってとる措置を遵守しないものに対してその遵守を求める手段について定める。(注)

注　カンボジア、ラオス及びミャンマーは、この協定が効力を生ずる日の後五年間、この2の規定を適用する義務を負わない。ブルネイ・ダルサラーム国は、この協定が効力を生ずる日の後三年間、この2の規定を適用する義務を負わない。

3　締約国は、要求されていない商業上の電子メッセージの規制に関して、懸念を共有する適当な事案について協力するよう努める。

第十二・十条　国内規制の枠組み

1　各締約国は、千九百九十六年の電子商取引に関する国際連合国際商取引法委員会モデル法、二千五年十一月二十三日にニューヨークで作成された国際的な契約における電子的な通信の利用に関する国際連合条約その他の電子商取引に関連する適用可能な国際条約及び国際的なモデル法を考慮して、電子的な取引を規律する法的枠組みを採用し、又は維持する。(注)

注　カンボジアは、この協定が効力を生ずる日の後五年間、この1の規定を適用する義務を負わない。

2　各締約国は、電子的な取引に対する不必要な規制の負担を回避するよう努める。

第十二・十一条　関税

1　各締約国は、締約国間における電子的な送信に対して関税を賦課しないという自国の現在の慣行を維持する。

2　1に規定する慣行は、電子商取引に関する作業計画に関連する二千十七年十二月十三日のＷＴＯ閣僚決定（文書番号ＷＴ／ＭＩＮ（一七）／六五）に基づくものとする。

3　各締約国は、電子商取引に関する作業計画の枠組みの中での電子的な送信に対する関税に関するＷＴＯ閣僚決定における更なる成果を考慮して、1に規定する自国の慣行を修正することができる。

4　締約国は、電子商取引に関する作業計画に関連する更なるＷＴＯ閣僚決定を踏まえてこの条の規定を見直す。

5　1の規定は、締約国が電子的な送信に対して租税、手数料その他の課徴金を課することを妨げるものではない。ただし、これらの租税、手数料又は課徴金がこの協定に適合する方法で課されることを条件とする。

第十二・十二条　透明性

1　各締約国は、この章の規定の運用に関連を有し、又は影響を及ぼす一般に適用される全ての関連する措置を、可能な限り速やかに公表するものとし、公表が実行可能でない場合には、他の方法（実行可能なときはインターネットによるものを含む。）により公に利用可能なものとする。

2　各締約国は、この章の規定の運用に関連を有し、又は影響を及ぼす自国の一般に適用される措置に関する特定の情報についての他の締約国からの適切な要請に対して可能な限り速やかに応ずる。

第十二・十三条　サイバーセキュリティ

締約国は、次のことの重要性を認識する。

(a)　コンピュータの安全性に係る事象への対応について責任を有するそれぞれの権限のある当局の能力を構築すること（最良の慣行の交換を通じたものを含む。）。

(b)　サイバーセキュリティに関連する事項について協力するために既存の協力の仕組みを利用すること。

第D節　国境を越える電子商取引の促進

第十二・十四条　コンピュータ関連設備の設置

1　締約国は、各締約国がコンピュータ関連設備の利用又は設置に関する自国の措置（通信の安全及び秘密を確保することを追求するための要件を含む。）をとることができることを認識する。

2　いずれの締約国も、自国の領域において事業を実施するための条件として、対象者に対し、当該領域においてコンピュータ関連設備を利用し、又は設置することを要求してはならない。(注)

注　カンボジア、ラオス及びミャンマーは、この協定が効力を生ずる日の後五年間（必要な場合には、更に三年間）、この2の規定を適用する義務を負わない。ベトナムは、この協定が効力を生ずる日の後五年間、この2の規定を適用する義務を負わない。

3　この条のいかなる規定も、締約国が次のいずれかの措置を採用し、又は維持することを妨げるものではない。

(a)　2の規定に適合しない措置であって、締約国が公共政策の正当な目的を達成するために必要であると認めるもの。ただし、当該措置が恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様又は貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用されないことを条件とする。(注)

注　この(a)の規定の適用上、締約国は、正当な公共政策の実施の必要性については実施する締約国が決定することを確認する。

(b)　締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置。他の締約国は、当該措置については、争ってはならない。